

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (文書課) 二

○埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一六

○埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (水環境課) 一八

○埼玉県特定の民間再開発事業認定規則の一部を改正する規則 (市街地整備課) 一九

○埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則 (開発指導課) 一九

○埼玉県財務規則の一部を改正する規則 (出納総務課) 二〇

○埼玉県教育委員会の所管に属する規則 (特別支援教育課) 五五

る公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (教委・総務課) 二二

○埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則 (県立学校人事課) 四〇

訓令

○県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令 (税務課) 四二

○埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程 (公営企業・財務課) 四三

○埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程 (経営管理課) 四三

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 四三

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部創造) 四四

○総合治水対策特定河川工事(地下河川築造工)に関する落札者等の公示 (入札企画室) 四四

等

○平成19年度砂利採取業務主任者試験の実施 (環境政策課) 四四

○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 四五

○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 () 四六

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 () 四七

○生活保護法による介護機関の指定 () 四七

○生活保護法による指定介護機関の変更の届出 () 五〇

○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 () 五一

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 () 五一

○大規模小売店舗(既存店)の変更に関する公示(商業支援課) 五三

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 五三

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 五三

○埼玉県収納代理金融機関の指定の取消し (出納総務課) 五四

○教育関係庁舎清掃・警備業務委託に関する入札公告 (教委・財務課) 五四

○県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課) 五五

○県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課) 五五

○県道薄小森線の供用の開始 (秩父県土) 五七

○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 五七

○埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 (政策調査課) 五七

○長期療養者の休業補償及び年金たる保証に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示 (保健体育課) 五八

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 五九

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 () 五九

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 六〇

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 六一

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 七〇

理団体の届出事項の異動

(選管委) 七〇

規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十五号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則

第一条中「の引受けの」を「に係る」に改める。

第二条の見出しを「(公益を目的とする信託の許可の申請)」に改め、同条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第六十八条の規定により公益信託の引受け」を「以下「法」という。第二条第一項」に、「公益信託引受許可申請書」を「公益信託許可申請書」に改め、同条第三号中「信託財産」の下に「に属する財産」を加え、同条第四号中「並びに印鑑証明書」を削り、同条第六号中「、就任承諾書並びに印鑑証明書」を「並びに就任承諾書」に改め、同条第八号中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第三条を次のように改める。

(財産移転の報告)

第三条 法第二条第一項の許可を受けた受託者は、遅滞なく、前条第三号の財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、様式第二号の財産移転報告書にこれを証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第四条第一項、第五条及び第六条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第七条の見出しを「(信託の変更に係る届出)」に改め、同条第一項中「信託行為の当時予見することのできなかつた」を「法第五条第一項の」に改め、場合において、

て、信託条項の変更について認可を受けようとする」を削り、「信託条項変更認可申請書」を「信託の変更に係る届」に改め、同項第一号中「信託条項の変更案及び変更の」を「信託の変更を必要とする」に改め、同項第二号中「変更部分に係る信託条項の」を「信託の変更案を記載した書類及び」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「信託条項の変更」を「規定による届出」に改める。

第十八条中「第七条、第八条、第十三条及び第十七条」を「第八条から第十二条まで、第十七条、第十八条、第二十二條及び第二十九條」に改め、同条を第三十条とする。

第十七条第一項中「速やかに、様式第十五号の公益信託終了報告書に次に掲げる」を「終了後一月以内に、様式第二十七号の信託終了報告書に信託の終了事由を記載した」に、「様式第十六号の残余財産処分許可申請書」を「様式第二十八号の残余財産処分許可申請書に次に掲げる書類を添付して、」に改め、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項を次のように改め、同条を第二十九条とする。

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、様式第二十九号の清算終了報告書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業概要報告書及び収支決算書

二 信託の清算が終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十六条の見出しを「(業務の監督)」に改め、同条第一項中「信託法第六十七条及び第六十九条第一項」を「法第三条及び第四条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「様式第十四号」を「様式第二十六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 知事は、前項の検査の結果、公益信託の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他の処分を命ずることができる。

第十五条第二号中「許可、認可等」を「公益信託に係る許可、届出等」に改め、同条第七号中「事業年度」を「信託事務年度」に、「三年間」を「十年間」に改め、同条第八号中「二年間」を「十年間」に、「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条第九号中「事業年度」を「信託事務年度」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条第一項中「様式第十三号」を「様式第二十五号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十三条を削る。

第十二条中「第八条第一項及び第七十二条」を「第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条」に、「様式第十一号」を「様式第二十号」に改め、同条第一号中「選任」を「信託管理人の選任」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二條 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七條第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、様式第二十一号の信託管理人辞任許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三條 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、様式第二十二号の信託管理人解任請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四條 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、様式第二十三号の新たな信託管理人選任請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十五條 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五條第一項及び法

第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、様式第二十四号の信託終了請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

第十一条の見出しを「新たな受託者の選任の請求」に改め、同条中「第四十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第七十二条」を「第六十二条第四項及び法第八条」に、「新受託者の」を「新たな受託者の」に、「様式第十号の新受託者選任請求書」を「様式第十四号の新たな受託者選任請求書」に改め、同条第一号中「選任を請求する理由」を「受託者の任務終了の事由」に改め、同条第二号中「財産及び収支の現況」を「新たな受託者の選任に関する意見」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、「第二条第四号」の下に「及び第五号」を加え、「及び就任承諾書」を削り、同条第四号を削り、同条を第十五条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六條 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、様式第十五号の信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七條 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定により信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為(以下この条において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、様式第十六号の保存行為等の範囲を超える行為許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四

項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、様式第十七号の信託財産管理者等辞任許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類
二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、様式第十八号の信託財産管理者等解任請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項各号中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、様式第十九号の信託財産法人管理

命令請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類
第十条を削る。

第九条中「若しくはその相続人」を削り、「第四十七条及び第七十二条」を「第五十八条第四項及び法第八条」に、「様式第八号」を「様式第十三号」に改め、同条一号中「解任」を「受託者の解任」に改め、同条第二号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十四条とする。

第八条中「信託法第七十一条」を「法第七条」に、「様式第七号」を「様式第十一号」に改め、同条第二号中「財産及び収支の現況」を「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務(信託法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)の状況」に改め、同条第三号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、様式第十二号の検査役選任請求書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 検査役の選任を請求する理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、様式第七号の信託変更許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類

二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八号)の規定(同法第四百九条第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合に

は、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合(信託法第二条第十項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第八号の信託併合許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
 - 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
 - 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - 四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類
- 2 第二条第三号及び第六号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割(信託法第二条第十項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第九号の吸収信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第一百五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割(信託法第二条第十項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第十号の新規信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

様式第一号中「~~公債信託許可申請書~~」を「~~公債信託許可申請書~~」に、「氏名」を「氏名(白印又は記名押印)」に改め、「引受け」を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

財産移転報告書

年 月 日

埼玉県知事 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について財産の移転を 年 月 日に 終了したので、財産が移転したことを証する書類を添えて報告します。

様式第三号から様式第五号までの照会中「氏名」
⑩]や「氏名(自署又は記名押印)」に添える。

様式第六号中「信託条項変更認可申請書」や「信託の変更に係る届」に「氏名」
⑩]や「氏名(自署又は記名押印)」に「の信託

行為の条項の変更の認可を受けたいので」や「について特別の事情が生じたので」

「1 信託条項の変更案及び変更の理由を記載した書類

2 変更部分に係る信託条項の新旧対照表

に、 3 ……………

…………… (添付する書類の名称を記載すること。)

……………

信託の変更を必要とする理由を記載した書類

信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表」

様式第七号中「第17条関係」や「第29条関係」に「残余財産処分完了報告書」

書」や「清算終了報告書」に「受託者」や「清算受託者」に「氏名」

⑩]や「氏名(自署又は記名押印)」に「残余財産の処分

を完了したので」や「清算が終了したので」に「1 信託事務の最終計算書及び附

属書類 や 2 信託の清算終了時における財産目録

「1 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業概

要報告書及

属書類 や 2 信託の清算終了時における財産目録

3 残余財産の処分に関する書類

要報告書及

に添える。回欄を様式第二十九号に添える。

」

様式第十号中「第17条関係」や「第29条関係」に「氏名」

⑩]や「氏名(自署又は記名押印)」に「(必要書類を添えて)」

や「下記の書類を添えて」に「(注) 残余財産の帰属権利者となるべき者が法人で

事項証明書及び定款又は寄附行為を添付するこ

「 記

- 1 残余財産の種類及び総額を記載した書類
- 2 残余財産の処分方法に関する書類
- 3 信託行為に定める手続を経たことを証する書類と。

(注) 残余財産の帰属権利者となるべき者が法人である事項証明書及び定款又は寄附行為を添付すること。

に改め、同様式を様式第二十八号とする。

場合は、登記

様式第十五号中「第17条関係」や「第29条関係」及び

「氏名」
「公益信託」
記の書類を添えて報

- 1 信託終了の事由
 - 2 残余財産の種類
 - 3 残余財産の処分
 - 4 信託行為に定め
- ⑨] や「氏名(自署又は記名押印)」及び

(注) 残余財産の
事項証明書及

が 年 月 日終了したので、下

告します。

記

を記載した書類
及び総額を記載した書類
方法に関する書類
る手続を経たことを証する書類

「公益信託」
託の終了事由を記載した

帰属権利者となるべき者が法人である場合は、登記
び定款又は寄附行為を添付すること。

が 年 月 日終了したので、信託行為を添えて報告します。

様式第十四号中「第16条関係」や「第28条関係」及び「信託法」や「公益信託ニ関スル法律」並びに「抜粋」及び「第67条公益信託」や「第3条 公益信託」及び「第69条 主務官庁」及び「第4条 主務官庁」並びに「知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則」や「知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則」及び「第16条」や「第28条」及び「信託法第67条及び第69条第1項」や「法第3条及び第4条第1項」及び「2 前項」や「3 第1項」並びに「様式第14号」や「様式第26号」並びに「様式第11号」及び「様式第12号」を記す。

様式第十三号中「第14条関係」や「第26条関係」及び「氏名」
⑩] や「氏名(自署又は記名押印)」並びに「選任を」として「選任を」として、就任承諾書並びに印鑑証明書」及び「並びに就任承諾書」並びに「様式を様式第11号及び」並びに「様式第12号」を記す。

様式第十一号中「第12条関係」や「第21条関係」及び「氏名」
⑪] や「氏名(自署又は記名押印)」及び「選任を」として「選任を」として、就任承諾書並びに印鑑証明書」及び「並びに就任承諾書」並びに「様式を様式第11号及び」並びに「様式第12号」を記す。

様式第21号(第22条関係)

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

信託管理人 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託管理人の辞任の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産負担負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第22号(第23条関係)

信託管理人解任請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託管理人 の解任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第23号(第24条関係)

新たな信託管理人選任請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
書類を添えて請求します。
の新たな信託管理人の選任について、下記の

記

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者に係る履歴書及び身分証明書(その者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

様式第24号(第25条関係)

信託終了請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
請求します。
の信託の終了について、下記の書類を添えて

記

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第二十号中「第11条関係」や「第15条関係」及び「新受託者選任請求書」
 や「新たな受託者選任請求書」並びに「氏名
 ⑨」
 や「氏名(自署又は記名押印)」並びに「新受託者の選任」や「新たな受託者の選任」
 並びに「選任を請求する理由」や「受託者の任務終了の事由」並びに「財産及び収支の
 現況」や「新たな受託者の選任に関する意見」並びに「新受託者となるべき者の」や
 「新たな受託者となるべき者に係る」並びに「、就任承諾書並びに印鑑証明書」
 を削り、同様式を様式第十四号とし、同様式の次に次の五様式を加える。

様式第15号(第16条関係)

信託財産管理命令請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産管理命令について、下記の書類を
 添えて請求します。

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

様式第16号(第17条関係)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

信託財産管理者 住所
(信託財産法人管理人)

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について保存行為等の範囲を超える行為を
することの許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする理由を記載した書類

様式第17号(第18条関係)

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

信託財産管理者 住所
(信託財産法人管理人)

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)の
辞任の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責
任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者(信託財産法人管理人)の選任に関する意見
を記載した書類

様式第18号(第19条関係)

信託財産管理者等解任請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)の解任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 信託財産管理者(信託財産法人管理人)の解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者(信託財産法人管理人)の選任に関する意見を記載した書類

様式第19号(第20条関係)

信託財産法人管理命令請求書

年 月 日

埼玉県知事 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産法人管理命令について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第九号を削る。

様式第八号中「第9条関係」や「第14条関係」の「氏名

④」や「氏名(自署又は記名押印)」の「解任を」や「受託者の解任を」の「新受託者」や「新たな受託者」の「回様式を様式第十三号とする。

様式第七号中「第8条関係」や「第12条関係」の「氏名

④」や「氏名(自署又は記名押印)」の「財産及び収支の現況」や

「信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」の「新受託者」や「新たな受託者」の「回様式を様式第十一号とする」の様式の次に次の様式を加える。

様式第12号(第13条関係)

検査役選任請求書

年 月 日

埼玉県知事

様

請求者住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
で請求します。

の検査役の選任について、下記の書類を添え

記

- 1 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- 2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第六号の次に次の四様式を加える。

様式第七号(第8条関係)

信託変更許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

受託者 住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託の変更の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

様式第8号(第9条関係)

信託併合許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

受託者 住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 及び公益信託 の信託の併合の許可を受けたので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

様式第9号(第10条関係)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

埼玉県知事 様

受託者 住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産の一部を公益信託の信託財産として移転することの許可を受けたので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

様式第10号(第11条関係)

新規信託分割許可申請書

埼玉県知事 様

年 月 日

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の信託財産として移転することの許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。(経過措置)

2 改正後の第二十七条第七号及び第八号の規定は、この規則の施行の日以後に開始する信託事務年度分の帳簿及び書類について適用し、同日前に開始した信託事務年度分の帳簿及び書類については、なお従前の例による。(知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 知事の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成元年埼玉県規則第十四号)の項を次のように改める。

知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成元年埼玉県規則第十四号)	第二十七条
---	-------

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の十一第二項中「又は計算期間」を削る。

第三十六条の表二十八号中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同

表二十八の三号及び二十八の四号を次のように改める。

受託者の変更報告書(条例第二十一条の七の二十八の三)の二の報告書

別記様式第二十八号の三

二十八の四 削除

別記様式第四号の五(四の三)を削る。

別記様式第四号の六、別記様式第五号、別記様式第七号、別記様式第八号、別記様式第八号の三、別記様式第九号、別記様式第九号の三の二、別記様式第九号の五、別記様式第九号の七から別記様式第九号の十四まで、別記様式第九号の十六から別記様式第九号の二十まで、別記様式第十号(一)、別記様式第十号の二、別記様式第十一号(一)、別記様式第十一号の二及び別記様式第十一号の四から別記様式第十一号の七までの規定中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

別記様式第十四号(一)中「事業年度等の」を「事業年度の」に、「事業年度等」を「事業年度」に改める。

別記様式第十八号の二から別記様式第十九号(一)までの規定中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

別記様式第十九号(三)中「営業年度終了報告書」を「事業年度終了報告書」に、「事業年度等」を「事業年度」に改める。

別記様式第二十七号の七(一)を削り、別記様式第二十七号の七(一)を別記様式第二十七号の七とする。

別記様式第二十七号の九(一)を削り、別記様式第二十七号の九(一)を別記様式第二十七号の九とする。

別記様式第二十八号の(注)を削り、同様式の(添付書類)の前に注意として次のように加える。

注意1 この報告書は、設立等により本県に新たに納税義務が発生した場合に、埼玉県税条例第31条の7第1項、第2項及び第4項に基づいて、設立等の日から1月以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者(法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者)の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。

3 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、備考欄に主宰受託者以外

の受託者の名称及び代表者氏名又は氏名並びに事務所若しくは事業所所在地又は住所若しくは居所を記載してください。

別記様式第二十八号の(添付書類)中「写し」の次に「(受託法人に係る報告については、法人課税信託の契約書の写しその他法人課税信託の効力の発生の実を証明する書類)」を加える。

別記様式第二十八号の二中

連結の場合	連結親法人の本店所在地	〒
	連結親法人の法人名	

連結の場合	連結親法人の本店所在地	〒
	連結親法人の法人名	
その他		

(局 番)

を

に改め、同様式の(注)を削り、同様式の

(添付書類)の前に注意として次のように加える。

注意1 この報告書は、先に報告した事項に変更があつた場合に、埼玉県税条例第31条の7第3項及び第31条の8に基づいて、その事実が発生した日から10日以内に提出するものです。

2 受託法人に係る報告書を提出する場合は、「法人名」欄には受託者(法人課税信託の受託者が2以上ある場合は、主宰受託者)の名称又は氏名及び法人課税信託の名称を記載してください。

別記様式第二十八号の(添付書類)中「証明する書類」の次に「④その他変更の内容を証明する書類」を加える。

別記様式第二十八号の三及び別記様式第二十八号の四を次のように改める。

別記様式第二十八号の三

受託者の変更報告書

受付印		(フリガナ) 主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所		〒	()	()
(フリガナ) 受託者の名称又は氏名		(フリガナ) 代表者		氏名	〒	()
年	月	日	住所	〒	()	()
埼玉県 県税事務所長 様			電話	()	()	()

- 1 新たな受託者として就任した
- 2 受託者の任務が終了した
- 3 主宰受託者の変更があつた

(フリガナ)	(フリガナ)	年	月	日から	年	月	日まで
法人課税信託の名称							
法人課税信託の信託期間							
法人課税信託の事業年度				月		日から	月
(フリガナ)	(フリガナ)						
1 引継ぎをした者							
2 引継ぎを受けた者	の名称又は氏名						
3 変更前の主宰受託者							
4 変更後の主宰受託者							
就任、引継ぎ又は変更の日							
就任、任務の終了又は変更の理由							

注意 この報告書は、法人課税信託について新たな受託者として就任した場合、法人課税信託について受託者の任務終了に伴い当該信託事務の引継ぎをした場合及び一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合においてその主宰受託者の変更があつたときに、埼玉県税条例第31条の7の2の規定に基づいて、当該事実が発生した日から2月以内に提出するものです。

(添付書類) 就任、引継ぎ又は変更の事実を証する書類 1部

別記様式第二十八号の四 削除

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、別記様式第十九号(三)の改正規定(「**事業年度終了報告書**」を「**事業年度終了報告書**」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の埼玉県税条例施行規則の規定は、平成十九年九月三十日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

- 3 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十七号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則(平成十三年埼玉県規則第百号)の一部を次のように改正する。

別表第十七中「川越市、熊谷市(平成十九年二月十二日における大里郡江南町の区域を除く。)」を削る。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年九月二十八日

埼玉県規則第七十八号

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則の一部を改正する規則

埼玉県特定の民間再開発事業認定規則(平成四年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の二十項及び第三十八条の四第二十項」を「第二十条の二十十三項及び第三十八条の四第二十二項」に改める。

第二条第二項第五号中「含む」の下に「。次条において同じ」を加え、同項第七号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改める。

第三条中「確認通知書」を「確認済証」に改める。

第四条第二号中「第二十一条の二第二項第九号又は第六十二条の三第四項第九号」を「第三十一条の二第二項第十一号又は第六十二条の三第四項第十一号」に改める。

様式第一号及び様式第二号中
「第20条の2第10項」を「第20条の2第13項」
「第38条の4第20項」を「第38条の4第22項」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第七十九号

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則の一部を改正する規則

則

埼玉県特定民間再開発事業及び地区外転出事情認定規則(昭和六十年埼玉県規則

第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「含む」の下に「。第四条において同じ」を加え、同項第七号中「第十二条の五第二項」を「第十二条の五第二項第三号」に改める。

第四条中「確認通知書」を「確認済証」に改める。

第五条第二号及び第六条第二号中「第六十五条の七第一項の表の第十四号」を「第六十五条の七第一項の表の第十二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十号

埼玉県優良宅地造成等認定規則の一部を改正する規則

埼玉県優良宅地造成等認定規則(昭和四十九年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ及び第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ハ及び第十六号ニ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

第三条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改め、同項ただし書及び同条第二項第四号の二ただし書中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第三条の二第一項及び第二項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」を「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」に改める。

第九条及び第十二条第一項中「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条

の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三第四項第十五号ハ」に改める。

様式第一号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

様式第二号中 「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に改め、同様式の備考4から6までの規定中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第三号中「第31条の2第2項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ」に、「第62条の3第4項第14号ハ」を「第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

様式第四号中 「第31条の2第2項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ」に改め、同様式の備考4から6までの規定中「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」を「第31条の2第2項第16号ニ又は第62条の3第4項第16号ニ」に改める。

様式第五号中「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」を「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第八十一号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正す

る。

第二条第一号中「警察本部長」を「警察本部総務部長」に改め、同条第二号中「警察本部総務部長」を「警察本部総務部財務局長」に改める。

第五十四条第五号中「日本郵政公社、」を削り、「及び東日本電信電話株式会社」を、「東日本電信電話株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

第八十条第四号中「(日本郵政公社を含む。)」を削り、同条に次の一号を加える。

十一 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。

第八十一条第二項第三号及び第九十三条第二項第二号中「及び公団」を削る。

第一百三十三条第三号中「(日本郵政公社を含む。)」を削る。

第一百四条の四に次の一項を加える。

3 県立の学校において知事が定める物品の購入に係る単価契約を締結する場合の手続については、知事が別に定める。

第一百五条第一号又を次のように改める。

又 振替口座勘定

第一百七条第一項第四号を次のように改める。

四 振替口座

第二百一十一条第二項第一号中「日本郵政公社」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

第二百五十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二号の場合において、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第二百五十六条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「建物」を「前号の場合を除くほか、建物」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二条の規定による土地の貸付け

五十年

様式第十九号(一)、様式第二十一号(一)及び様式第二十五号(四)中「郵便局・」を削り、「郵便局で」を「ゆうちょ銀行又は郵便局で」に改める。

様式第四十一号(二)(裏面)、様式第四十一号(四)(裏面)、様式第四十一号(八)(裏面)及び様式第四十一号(十一)(裏面)中「郵便局」を「ゆうちょ銀行及び郵便局」に改める。

様式第四十一号(十二)中「(郵便局扱い)」を「(ゆうちょ銀行・郵便局扱い)」に、「郵便局」を「ゆうちょ銀行又は郵便局」に、「郵便振替払出証書」を「振替払出証書」に改める。

様式第五十二号中「印鑑欄」を「封印印鑑欄」に改める。

様式第七十三号(四)及び様式第九号(一)中「郵便局」を削り、「郵便局で」を「ゆうちょ銀行又は郵便局で」に改める。

様式第一百十二号(六)中「日本郵政公社」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

附則

1 この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、様式第五十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第三十五号

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則
第一条から第十六条までを次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益を目的とする信託の許可の申請)

第二条 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。)

第二条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一号の公益信託許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 設定趣意書

二 信託行為の内容を示す書類

三 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類

四 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(以下「履歴書」という。)並びに身分証明書(これらの者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)

五 信託事務を行う事務所の所在地を記載した書類

六 信託管理人を指定する場合は、信託管理人となるべき者の履歴書及び身分証明書(その者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

七 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合は、当該運営委員会等の名称及び構成員の数を記載した書類並びに構成員となるべき者の履歴書及び就任承諾書

八 引受け当初の信託事務年度(信託事務年度の定めのない公益信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。)及び次の信託事務年度における事業計画書及び収支予算書

九 受託者となるべき者の代表者又は代理人による申請の場合には、その権限を証する書類

十 前各号に掲げる書類のほか、教育委員会が特に必要と認める書類

(財産移転の報告)

第三条 法第二條第一項の許可を受けた受託者は、遅滞なく、前条第三号の財産の移転を受け、その移転を終了した後一月以内に、様式第二号の財産移転報告書にこれを証する書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(事業計画及び収支予算の届出)

第四条 受託者は、毎信託事務年度の開始前に、様式第三号の事業計画及び収支予算届に当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画及び収支予算を変更したときは、遅滞なく、様式第四号の事業計画及び収支予算変更届に変更後の事業計画書及び収支予算書を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

(事業の報告)

第五条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、様式第五号の事業報告書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 当該信託事務年度の事業概要報告書
- 二 当該信託事務年度の収支決算書
- 三 当該信託事務年度末の財産目録

(公告)

第六条 受託者は、前条の事業報告書を提出した後、遅滞なく、前信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

(信託の変更に係る届出)

第七条 受託者は、法第五条第一項の特別の事情が生じたと認めるときは、様式第六号の信託の変更に係る届に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の規定による届出が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合には、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、様式第七号の信託変更許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の変更をする根拠となる信託法(平成十八年法律第百八号)の規定(同法第四十九條第四項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合には、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。

らない。

(信託の併合の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合(信託法第二条第十項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第八号の信託併合許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 二 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第五十一条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 三 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 四 信託法第五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたこと

その他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割(信託法第二条第十項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第九号の吸収信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
 - 二 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十五条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
 - 三 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
 - 四 信託法第五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたこと
- その他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割(信託法第二条第十項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。)の許可を受けようとするときは、様式第十号の新規信託分割許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

二 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第五十九条第三項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

三 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

四 信託法第六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の経緯を証する書類

2 第二条第三号及び第六号から第十号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第八号中「引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第十二条 受託者は、法第七条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、様式第十一号の受託者辞任許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務(信託法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。)の状況を記載した書類

三 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
(検査役の選任の請求)

第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、様式第十二号の検査役選任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 検査役の選任を請求する理由を記載した書類

二 検査役の選任に関する意見を記載した書類

(受託者の解任の請求)

第十四条 委託者又は信託管理人は、信託法第五十八条第四項及び法第八条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、様式第十三号の受託者解任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(新たな受託者の選任の請求)

第十五条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、様式第十四号の新たな受託者選任請

求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

三 新たな受託者となるべき者に係る第二条第四号及び第五号に掲げる書類
(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。)を請求しようとするときは、様式第十五号の信託財産管理命令請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の任務終了の事由を記載した書類

二 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
第十七条を第三十一条とし、第十六条の次に次の十四条を加える。

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十七条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為(以下この条において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、様式第十六号の保存行為等の範囲を超える行為許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

二 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、様式第十七号の信託財産管理者等辞任許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第三号中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、様式第十八号の信託財産管理者等解任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項各号中「信託財産管理者」とあるのは、「信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産法人管理命令」という。)を請求しようとするときは、様式第十九号の信託財産法人管理命令請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 受託者の死亡の事実を記載した書類

二 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

三 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第二十一条 利害関係人は、信託法第二百三十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、様式第二十号の信託管理人選任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類

二 信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、様式第二十一号の信託管理人辞任許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 辞任しようとする理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

三 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第二十三条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、様式第二十二号の信託管理人解任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類

二 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第二十四条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、様式第二十三号の新たな信託管理人選任請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類

二 新たな信託管理人となるべき者に係る第二条第六号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、様式第二十四号の信託終了請求書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託の終了を請求する理由を記載した書類

二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債

務の状況を記載した書類

三 残余財産の処分の見込みに関する書類

(諸届出)

第二十六条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、様式第二十五号の公益信託変更等届にその事実を証する書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 信託財産に関する登記、登録等(第三条に規定する財産の移転に係るものを除く。)の手續を完了したとき。

二 委託者が死亡したとき(委託者が法人である場合には、当該法人が合併し、又は解散したとき。)

三 受託者の氏名又は住所に変更があつたとき(受託者が法人である場合には、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき。)

四 信託事務を行う事務所の所在地に変更があつたとき。

五 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があつたとき。

六 信託管理人の氏名又は住所に変更があつたとき(信託管理人が法人である場合には、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があつたとき。)

七 運営委員会等の構成員の氏名又は住所に変更があつたとき。

2 前項第五号の規定による届出を行う場合は、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係る第二条第六号又は第七号に掲げる書類を添付しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第二十七条 受託者は、その信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

一 信託行為及びこれに附属する書類

二 公益信託に係る許可、届出等に関する書類

三 信託財産に係る登記、登録等に関する書類

四 委託者又はその相続人、受託者及び信託管理人の履歴書(これらの者が法人である場合には、当該法人の定款又は寄附行為)並びに運営委員会等の構成員の名簿及び履歴書

五 運営委員会等の議事に関する書類

六 資産台帳

七 現信託事務年度及び過去十年間の収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

八 過去十年間の各信託事務年度末における財産目録及び収支決算書

九 現信託事務年度の事業計画書及び収支予算書

十 教育委員会が当該公益信託を監督するために発した文書
(業務の監督)

第二十八条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し、報告を求め、若しくは資料を提出させ、又はその職員に、信託事務を行う事務所に立ち入り、その事務及び財産の状況を検査させることができる。

2 教育委員会は、前項の検査の結果、公益信託の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、法第三条及び第四条第一項の規定により、受託者に対し、財産の供託その他の処分を命ずることができる。

3 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第四条第一項の規定により、事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じ、又は運営委員会等の設置を命ずることができる。この場合において、受託者に対して意見を述べる機会を与えるものとする。

4 第一項の規定により、職員が実地検査を実施する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(信託終了の報告及び残余財産の処分の許可の申請等)

第二十九条 受託者は、公益信託が終了したときは、終了後一月以内に、様式第二十六号の信託終了報告書に信託の終了事由を記載した書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、残余財産の処分について信託行為の定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない公益信託については、併せて様式第二十七号の残余財産処分許可申請書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

一 残余財産の種類及び総額を記載した書類

二 残余財産の処分方法に関する書類

三 信託行為に定める手續を経たことを証する書類

2 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後一月以内に、様式第二十八号の清算終了報告書に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業概要報告書及び収支決算書
 - 二 信託の清算結了時における財産目録
 - 三 残余財産の処分に関する書類
（書類の提出部数）
- 第三十条 この規則に基づき教育委員会に提出する書類は、第二条、第八条から第十二条まで、第十七条、第十八条、第二十二條及び第二十九條に規定する申請書にあつては正副二通、その他の書類にあつては一通とする。
附則の次に次の二十八様式を加える。

様式第1号（第2条関係）

公益信託許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

申請者 住所

氏名（自署又は記名押印）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
申請します。

の許可を受けたいので、下記の書類を添えて

記

- 1 設定趣意書
- 2
- 3
-

（添付する書類の名称を記載すること。）

様式第2号(第3条関係)

財産移転報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について財産の移転を 年 月 日に
終了したので、財産が移転したことを証する書類を添えて報告します。

様式第3号(第4条関係)

事業計画及び収支予算届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の 年度の事業計画及び収支予算を定
めたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第4号(第4条関係)

事業計画及び収支予算変更届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の 年度の事業計画及び収支予算を変更したので、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて届け出ます。

様式第5号(第5条関係)

事業報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の 年度における事業実績等について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業概要報告書
- 2 収支決算書
- 3 財産目録

様式第6号(第7条関係)

信託の変更に係る届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について特別の事情が生じたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

様式第7号(第8条関係)

信託変更許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託の変更の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)に記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

様式第8号(第9条関係)

信託併合許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 及び公益信託 の信託の併合の

許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

様式第9号(第10条関係)

吸収信託分割許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産の一部を公益信託

の信託財産として移転することの許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

様式第10号(第11条関係)

新規信託分割許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の信託財産の一部を新たな公益信託の信託財産として移転することの許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の経緯を証する書類

様式第11号(第12条関係)

受託者辞任許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の受託者の辞任の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第12号(第13条関係)

検査役選任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の検査役の選任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- 2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号(第14条関係)

受託者解任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の受託者の解任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 受託者の解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第14号(第15条関係)

新たな受託者選任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
の新たな受託者の選任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな受託者となるべき者に係る履歴書及び身分証明書(その者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)
- 4 信託事務を行う事務所の所在地を記載した書類

様式第15号(第16条関係)

信託財産管理命令請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託
の信託財産管理命令について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

様式第16号(第17条関係)

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

信託財産管理者 住所
(信託財産法人管理人)

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について保存行為等の範囲を超える行為を
することの許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする理由を記載した書類

様式第17号(第18条関係)

信託財産管理者等辞任許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

信託財産管理者 住所
(信託財産法人管理人)

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)の
辞任の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託財産管理者(信託財産法人管理人)の選任に関する意見を記載した書類

様式第18号(第19条関係)

信託財産管理者等解任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 信託財産管理者(信託財産法人管理人)の解任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 信託財産管理者(信託財産法人管理人)の解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託財産管理者(信託財産法人管理人)の選任に関する意見を記載した書類

様式第19号(第20条関係)

信託財産法人管理命令請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 信託財産法人管理命令について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 2 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第20号(第21条関係)

信託管理人選任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託管理人の選任について、下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者に係る履歴書及び身分証明書(その者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

様式第21号(第22条関係)

信託管理人辞任許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

信託管理人 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託管理人の辞任の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第22号(第23条関係)

信託管理人解任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託管理人 の解任について、
下記の書類を添えて請求します。

記

- 1 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

様式第23号(第24条関係)

新たな信託管理人選任請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の新たな信託管理人の選任について、下記の
書類を添えて請求します。

記

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者に係る履歴書及び身分証明書(その者が法人である場合には、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載した書類、登記事項証明書並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

様式第24号(第25条関係)

信託終了請求書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

請求者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 の信託の終了について、下記の書類を添えて
請求します。

記

- 1 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第25号(第26条関係)

公益信託変更等届

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 について変更等があつたので、下記のとおり
届け出ます。

記

変更等の内容	変更等の理由	変更等年月日

(注) 事実を証する書類を添付すること。

様式第26号(第29条関係)

信託終了報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託 が 年 月 日終了したので、信託の終了事由を記載した書類を添えて報告します。

様式第27号(第29条関係)

残余財産処分許可申請書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け信託終了報告書とおり公益信託の終了に伴う残余財産の処分の許可を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 残余財産の種類及び総額を記載した書類
- 2 残余財産の処分方法に関する書類
- 3 信託行為に定める手続を経たことを証する書類

(注) 残余財産の帰属権利者となるべき者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款又は寄附行為を添付すること。

様式第28号(第29条関係)

清算終了報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

清算受託者 住所

氏名(自署又は記名押印)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

公益信託の終了に伴う清算が終了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業概要報告書及び収支決算書
- 2 信託の清算終了時における財産目録
- 3 残余財産の処分に関する書類

(注) 残余財産の帰属者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款又は審判行為を添付すること。

附則

- 1 この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。
- 2 埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
別表埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の項を次のように改める。

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号)

第二十七条

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第三十六号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則(昭和二十三年埼玉県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(分校)

第二条 埼玉県立川越養護学校、埼玉県立三郷養護学校及び埼玉県立大宮北養護学校に分校を置く。

2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
分校	埼玉県立川越養護学校川越たかしな	川越市大字砂新田字武蔵野元南田島分二	
分校	埼玉県立三郷養護学校草加分校	千五百六十四番地	草加市原町二丁目七番一号
分校	埼玉県立大宮北養護学校さいたま西	さいたま市西区大字西遊馬千六百一番地	

別表中「部科名」を「分校・部科名」に改め、同表埼玉県立川越養護学

校の項中	
高等部	三年
七〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

川越たかしな分校	高等部	三年	一六	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
高等部	三年	七〇		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

改め、同表

埼玉県立三郷養護学校の項中

高等部	三年	八九	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
-----	----	----	--------------------

を

草加分校	高等部	三年	八九	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
高等部	三年	一六		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

に改め、同表埼玉県立東松山養護学校の項中

小学部	三
中学部	六

を

年	年
学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者	学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者

を

小学部	六年
中学部	三年

に改め、同表埼玉県立大宮北養護学校の項中

学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者又は児童福祉法に基づく情緒障害児短期治療施設に入所している者	学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者又は児童福祉法(昭和二十四号)に基づく情緒障害児短期治療施設に入所している者
---	---

高等部	三年	一〇二	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
-----	----	-----	--------------------

高等	さいたま西分校
----	---------

部	三年	一〇二	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
高等部	三年	一六	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で知的障害のあるもの

に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令

埼玉県訓令第20号

総務部

県税事務所

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の一部を改正する訓令

県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程(昭和三十五年埼玉県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第十八号及び第十九号を次のように改める。

十八及び十九 削除

第二条第二十三号から第二十七号までを次のように改める。

二十三から二十七まで 削除

第二条第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第二条第三十八号から第四十五号までを次のように改める。

三十八から四十五まで 削除

第二条第八十四号から第八十九号までを次のように改める。

八十四から八十九まで 削除

第一号様式、第四号様式から第十二号様式までの規定及び第十七号様式中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

第十八号様式及び第十九号様式を次のように改める。

第18号様式及び第19号様式 削除

第二十号様式及び第二十二号様式中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

第二十三号様式から第二十七号様式までを次のように改める。

第23号様式から第27号様式 削除

第三十一号様式を次のように改める。

第31号様式 削除

第三十二号様式から第三十五号様式までの規定中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

第三十八号様式から第四十五号様式までを次のように改める。

第38号様式から第45号様式 削除

第四十七号様式、第四十八号様式、第五十二号様式から第五十七号様式までの規定、第七十号様式、第七十一号様式及び第七十四号様式中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

第八十四号様式から第八十九号様式までを次のように改める。

第84号様式から第89号様式 削除

第九十一号様式及び第九十七号様式中「事業年度等」を「事業年度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、第二条の改正規定並びに第十八号様式及び第十九号様式の改正規定、第二十三号様式から第二十七

号様式までの改正規定、第三十一号様式の改正規定、第三十八号様式から第四十五号様式までの改正規定及び第八十四号様式から第八十九号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程の規定は、平成十九年九月三十日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第九号)第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託(以下「新法信託」という。)を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた信託(遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの)を含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

3 改正前の県税に係る徴収金の滞納処分に関する通知書等の様式に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十四号

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

埼玉県公営企業管理者 今井大輔

埼玉県公営企業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県公営企業財務規程(昭和三十九年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項第四号中「日本郵政公社、」を削る。

第九十九条第三号中「(日本郵政公社を含む。)」を削り、同条に次の一号を加える。

八 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。

第一百十条第二項第三号及び第二百二十三条第二項第二号中「及び公団」を削る。

第三百三十八条第三項第三号中「(日本郵政公社を含む。)」を削り、同項第五号中「執行予定金額」を「予定価格」に改める。

附則

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程(平成十四年病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第四号中「日本郵政公社、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、」及び「(第十一号に掲げるものを除く。)」を削る。

第一百七十七条第三号中「(日本郵政公社を含む。)」を削り、同条に次の一号を加える。

八 郵便に関する料金の後納に係る契約をするとき。

第一百零八条第二項第三号及び第二百三十四条第二項第二号中「及び公団」を削る。

附則

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千四百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者か

ら、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十九日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 和光・緑と湧き水の会
三 代表者の氏名
高橋 絹世

四 主たる事務所の所在地
埼玉県和光市諏訪原団地一番十号五百八

五 定款に記載された目的
この法人は、湧水・緑地等の武蔵野台地末端部の特徴的な自然環境を調査し、その保護活動を進めると共に、市民や子どもたちと観察会を行い、身近な自然に親しみながら、その大切さを広く伝え残していくことを目的とする。

埼玉県告示第四百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiyamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十四日
二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グループファーム
三 代表者の氏名
新井 利昌

四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市弥藤吾二千三百九十七番地八

五 定款に記載された目的
当法人は、知的精神障害者等に対する生活支援及び就労支援を行うことにより、障害者の自立に関わる必要な環境を整え、また、高齢者に対する在宅福祉サービスを行うことにより、地域高齢者介護の充実を図り、もって社会

福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四百二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 落札に係る建設工事の名称
総合治水対策特定河川工事(地下河川築造工)

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県川越県土整備事務所総務管理部総務担当 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6

三 落札者を決定した日
平成19年9月7日

四 落札者の氏名及び住所
初雁・古郡特定建設工事共同企業体構成員 初雁興業株式会社 埼玉県川越市大字鯉井1705番地2 古郡建設株式会社

五 落札金額
2,575,650,000円

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成19年7月20日

埼玉県告示第四百二十二号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、平成十九年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田清司

一 試験期日
平成十九年十一月九日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験場所
さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号
埼玉会館3C会議室

三 受験手続
イ 受験願書の入手方法
埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域創造センター及び同支所において、平成十九年十月一日(月)から配布する。

ロ 申込方法
受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間
平成十九年十月九日(火)から二十四日(水)まで(期間内消印有効)

四 受験願書の提出先
郵便番号三三〇一九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉

五 受験手数料
八千円に相当する額の埼玉県収入証

紙を受験願書にはり付けて納付すること。
六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令
ロ 砂利の採取に関する技術的な事項
(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

埼玉県告示第四百二十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機関

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。
平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

名 称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人三誠会 川口誠和病院	医療法人 三誠会	川口市江戸三―三五―四六	平成十九年 八月 一日
クリニック ひまわり	佐野 俊正	川口市西青木五―二―四三クサカビル二階	平成十九年 七月 三日
たかはし整形外科皮膚科クリニック	高橋 大	秩父市上野町一七―一二	平成十九年 九月 一日
越谷呼吸器クリニック	医療法人社団 博翔会	越谷市瓦曾根三―七―六小柳ビルF	平成十九年 八月 一日
朝霞駅北口たんば内科クリニック	丹波 淳哉	朝霞市仲町二―二―三八アウステルF B―一	平成十九年 九月 一日
志木呼吸器科クリニック	医療法人社団 博翔会	志木市本町五―二〇―二四 サンライトビル一階	平成十九年 八月二十四日
軽部クリニック	医療法人社団 健明会	八潮市大瀬八四三―一	平成十九年 七月 一日
医療法人啓仁会 川島クリニック	医療法人 啓仁会	比企郡川島町伊草九六―一	平成十九年 九月 一日
けやきクリニック	鴨下 憲和	児玉郡上里町七本木一〇―四―一〇	平成十九年 九月 一日
医療法人社団翔雄会 牛島歯科医院	医療法人社団 翔雄会	熊谷市肥塚五八五―三	平成十九年 八月 八日
川口リボンシテイ歯科・矯正歯科	伊東 宏明	川口市並木元町一―六五(リボンシテイコミュニティ一階)	平成十九年 八月 二十日
ヒロデンタルクリニック	医療法人社団 健創会	蕨市中央七―三五―二	平成十九年 七月 一日
朝岡デンタルクリニック	朝岡 旬	新座市野火止五―三―一一	平成十九年 九月 一日
ローズ歯科クリニック	医療法人 青龍会	富士見市鶴馬二六〇―二―三東武ストア鶴瀬駅ビル店二階	平成十九年 八月 一日
大井 歯科 医院	山田 礼子	ふじみ野市大井七〇六―八	平成十九年 八月 一日
みどり 歯科 医院	金子 善隆	ふじみ野市大原一―三―一	平成十九年 九月 三日
おふと 薬 局	株式会社 スルフト	川口市江戸三―一五―二〇	平成十九年 八月 一日
おま 薬 局	有限会社 ユーピーシー	本庄市小島五―一―二四	平成十九年 九月 一日
とま 薬 局	有限会社 スケガワ	東松山市箭弓町二―二―二〇江野ビル一階	平成十九年 八月 一日
あい あい 薬 局	有限会社 あいあいプラン	春日部市豊町四―二―三八	平成十九年 八月 十七日

二 指定施術者

アサヒ薬局	株式会社アサヒ薬局	春日部市大場六五八―七	平成十九年六月一日
ハートフル薬局東鴻巣店	株式会社富士バイオメディックス	鴻巣市上生出塚七六九	平成十九年九月一日
のぞみ薬局	ゆうあい株式会社	越谷市赤山本町九―一	平成十九年八月一日
そね薬局	株式会社コスモ調剤薬局	越谷市瓦曾根一―二〇―四六	平成十九年八月十三日
イシイ・シオミ薬局	有限会社音羽屋	蕨市中央五―一五―一七	平成十九年八月一日
リズム薬局朝霞店	有限会社リズムメディカル	朝霞市仲町二―二―三八―B―II	平成十九年九月一日
アリス薬局	林香織	八潮市八潮一―二八―七	平成十九年九月一日
まこと薬局	株式会社エフアール	ふじみ野市福岡九二九―四	平成十九年七月三日
さくら薬局	株式会社パルオネスト	ふじみ野市清見三―一―六	平成十九年九月一日
日本調剤埼玉日高薬局	日本調剤株式会社	入間郡毛呂山町葛貫一〇七八―一	平成十九年九月一日
上里調剤薬局	有限会社オダイ	児玉郡上里町七本木一〇一四―一	平成十九年九月三日
須賀薬局	有限会社さんわ薬局	南埼玉郡宮代町須賀一四五九―一	平成十九年九月一日
訪問看護ステーション早稲田	医療法人財団 東京勤労者医療会	三郷市早稲田三―六―一五ジュネスファミリーユ二〇二号	平成十九年九月一日

氏名	住所	施設		所在地	指定期月日
		名称	住所		
高橋 正基		東狭山ヶ丘接骨院	所沢市東狭山ヶ丘二―二九五―一三〇	平成十九年七月三十日	
関根 利男		和接骨院	新座市東北二―一九―二六	平成十九年七月一日	
山内 誠		ペンぎん整骨院	草加市金明町二七〇―一六ウインディ一階	平成十九年八月十五日	
鈴木 団		みこと整骨院	草加市氷川町二四六―九メゾン・ド・クール一〇三	平成十九年八月八日	
伊藤 暢晃		みずほ在宅医療マッサージ	富士見市西みずほ台三―一―一〇―五〇一	平成十九年八月九日	

埼玉県告示第千四百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年九月二十八日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田清司

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
ささき薬局	所在地	草加市氷川町二二六五	草加市氷川町二二四九
2号店	所在地	―	―二〇
有限会社	所在地	草加市氷川町一二二七	草加市氷川町一二二七
ささき薬局	所在地	―	―四

氏名	変更事項	変更前	変更後
後藤 伸隆	施術所名称 施術所所在地	しば整骨院 川口市芝塚原二二二一 七S・Hハイツ一〇一	さくら接骨院 南埼玉郡白岡町新白岡 三一四一

埼玉県告示第四百二十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション 早稲田	三郷市早稲田二二二一レミ ネ早稲田一〇三	平成十九年 八月三十一日
あいあい薬局 医療法人啓仁会 川島クリニック	春日部市谷原新田二二二二三 比企郡川島町伊草三六一一	平成十九年 八月十六日 平成十九年 九月一日

埼玉県告示第四百二十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
けやきクリニック	児玉郡上里町七本木一〇一四一一〇	鴨下 憲和	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月一日
川口リボンシテイ歯科・矯正歯科	川口市並木元町一六五 (リボンシテイコミュニティ一階)	伊東 宏明	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年 九月三日

ヒロデンタル クリニックス	蕨市中央七二二八ツインズ わらびF	平成十七年十二月三十一日
牛島歯科医院	熊谷市肥塚五八五三	平成十九年 六月三十日
とまと薬局	東松山市箭弓町二二二二	平成十九年 八月一日
ローズ歯科 クリニックス	富士見市鶴馬二六〇二二三 東 武ストア鶴瀬駅前ビル店 二F	平成十九年 七月三十一日
寺島薬局 所沢山口店	所沢市山口八八一	平成十九年 七月三十一日
安行クリニック	川口市安行小山四八七五	平成十九年 八月三十一日
軽部クリニック	八潮市大瀬八四三一	平成十九年 七月一日
クリニックスひまわり	川口市西青木五二二四三二 〇三号	平成十九年 七月三日
アサヒ薬局	春日部市大場六五八七	平成十九年 五月三十一日
イシイファーマシー	蕨市中央五一五一七	平成十一年 八月一日
医療法人三誠会 川口誠和病院	川口市江戸袋一四二〇	平成十九年 七月三十一日
るふと薬局	川口市江戸袋一三三八	平成十九年 八月一日
まこと薬局	ふじみ野市福岡九二九四	平成十九年 七月二日

ケアサポートこいずみ	八潮市南後谷四三〇―二コーポロヤ二〇二号室	株式会社トラストメディカルケアサービス	訪問介護	平成十九年 九月 一日
あ じ さ い	北葛飾郡栗橋町東五―三〇―一	有限会社 田嶋屋	介護予防訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 九月 三日
あ さ が お 蔵	蔵市錦町六―九―二二三	株式会社ウイズネット	居宅介護支援	平成十九年 九月 五日
居宅介護支援事業所なでしこ	鴻巣市生出塚一―一―二四	株式会社オリエンタル・ケア	居宅介護支援	平成十九年 八月 一日
ケアセンターひだまり	草加市長栄町二二ルミエール長栄二〇七号	株式会社 萌え木	訪問介護 居宅介護支援	平成十九年 九月 一日
ケアセンター四季／フォーシーズン戸田	蔵市南町二五―一三 八雲ハイツ二〇一号	有限会社 あおぞら	介護予防訪問介護	平成十九年 七月 一日
ののかヘルパーステーション	和光市白子三―一六―一	特定非営利活動法人ののか介護サービス	訪問介護	平成十九年 八月 九日
短期入所生活介護事業所 みずほ苑	入間郡三芳町竹間沢七三五―一	社会福祉法人 美咲会	介護予防短期入所生活介護	平成十九年 八月 十日
デイサービスセンターみずほ苑	入間郡三芳町竹間沢七三五―一	社会福祉法人 美咲会	介護予防通所介護	平成十九年 五月 一日
かるな訪問介護ステーション	所沢市荒幡一〇四〇―一	株式会社カルナケア	介護予防訪問介護	平成十九年 七月 一日
指定居宅介護支援事業所桑の実東所沢相談室	所沢市松郷六八―五	社会福祉法人桑の実会	居宅介護支援	平成十九年 八月三十一日
ピットウキョウ株式会社ケアウエル狭山店	狭山市鶴ノ木一三―三七	ピットウキョウ株式会社	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	平成十九年 八月二十三日
在宅支援 ネットつばさ	入間市狭山ヶ原三九二―一	有限会社 つばさ	居宅介護支援	平成十九年 九月 一日
富士見市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	富士見市鶴馬一九三二―七	社会福祉法人富士見市社会福祉協議会	居宅介護支援	平成十九年 八月 一日
ふじみ野市立大井デイサービスセンター	ふじみ野市大井中央二―二―一	ふじみ野市	介護予防通所介護	平成十九年 八月 七日
デイサービス我がま、荘	熊谷市新堀八―七	有限会社 紫藤	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年 八月 十日
デイサービスセンターえがお	本庄市児玉町児玉一二九四―一	有限会社 ガイア	通所介護	平成十九年 八月二十三日
訪問介護つくしんぼ	深谷市本郷一八一七―一	株式会社つくしんぼ	訪問介護	平成十九年 九月 三日
老人デイサービスセンター山吹	新座市大和田四―一八―五三(山びこ保育園二階)	社会福祉法人 豊の会	介護予防通所介護	平成十九年 六月 一日
あぐりまみい	北本市石戸四―二二八	有限会社 あぐりまみい	介護予防訪問介護	平成十九年 二月 一日

埼玉県告示第千四百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
株式会社高橋医科器械店 本店 る ふ と 薬 局	所在地 熊谷市肥塚五四一六 川口市江戸袋一三三八	熊谷市箱田六一四一三八 川口市江戸三一五二〇	熊谷市箱田六一四一三八 川口市江戸三一五二〇	福祉用具貸与 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 福祉用具貸与
福祉用具貸与サービス清雅園	名 称 在宅介護支援センターせいがえん	福祉用具貸与サービス清雅園	福祉用具貸与サービス清雅園	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
訪問看護ステーション早稲田	所在地 三郷市早稲田二二一レミネ早稲田一〇三	三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇二号	三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇二号	訪問看護 居宅介護支援
有限会社 介護センターあかい 医療法人啓人会 川島クリニック	所在地 川口市安行原二二六四 所在地 比企郡川島町伊草三六一一	川口市安行領根岸二〇七九一カーコムハイツ三〇一 比企郡川島町伊草九六一一	川口市安行領根岸二〇七九一カーコムハイツ三〇一 比企郡川島町伊草九六一一	訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護
有限会社 さくらあんしんサービス	所在地 鳩ヶ谷市三ツ和一四一	鳩ヶ谷市三ツ和二二九一ニパレス三ツ和一F	鳩ヶ谷市三ツ和二二九一ニパレス三ツ和一F	訪問介護 介護予防訪問介護
ヘルパーステーション さんぽ あ ず ま や	所在地 草加市花栗三一一二〇 名 称 エン・ジョイライフみちみち	草加市苗塚町六六一五二〇五号 三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇三号	草加市苗塚町六六一五二〇五号 三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇三号	訪問介護 短期入所生活介護 介護予防支援 居宅介護支援
三郷市地域包括支援センター早稲田 居宅介護支援事業所 愛心	所在地 三郷市早稲田二二一レミネ早稲田一〇三 比企郡嵐山町志賀二七四一四九	三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇三号 東松山市新郷三六六	三郷市早稲田三一六一五ジュネスファミリーユ一〇三号 東松山市新郷三六六	居宅介護支援

訪問介護事業所 愛心	所在地 比企郡嵐山町志賀二七四―一四九	東松山市新郷三六六	訪問介護
福祉用具貸与事業所 愛心	所在地 比企郡嵐山町志賀二七四―一四九	東松山市新郷三六六	介護予防訪問介護 福祉用具貸与
特定福祉用具販売事業所 愛心	所在地 比企郡嵐山町志賀二七四―一四九	東松山市新郷三六六	介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売
セイジョー福祉用具レンタルセンター	所在地 狭山市南入曾一〇一八―二	戸田市美女木七―一九―二二	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

埼玉県告示第千四百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたもの)とみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
鴻巣 フラワーパレス	鴻巣市市ノ縄二五〇―一	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十八年十二月二十九日
おひさま介護サービス 戸田	戸田市新曾二二八―六広野ビル二〇三	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 七月三十一日
おひさま介護サービス 狭山	狭山市祇園三―二五 ホープビル二〇一	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 七月三十一日
在宅介護 本庄	本庄市北堀一四七―二五	介護予防訪問介護 訪問介護	平成十九年 九月 一日

埼玉県告示第千四百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたもの)とみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

安 行 ク リ ニ ッ ク 川口市安行小山四八七―五

居宅療養管理指導
介護予防居宅療養管理指導

平成十九年 八月三十一日

埼玉県告示第千四百三十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイト入間店

入間市小谷田二丁目三番三十三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行なう者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 午前九時から翌午前三時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時から午後九時

(変更後) 午前八時三十分から翌午前三時三十分(一部午後十時まで)

ハ 変更年月日

平成十九年十月五日

ニ 届出年月日

平成十九年九月十四日

二 縦覧期間

平成十九年九月二十八日から平成二十年一月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

平成十九年九月二十八日から平成二十年一月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千四百三十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字下高萩新田字堀添一―番

三、一五番一、一五番二、一五番三、一五番四、一五番五、一六番一、一六番二、一六番三、一六番四、一七番一、一七番二、一八番二、二〇番七、二〇

番九、二二番九、二二番二二、二二番二二、二二番二四、市道B七三七号線

の一部(二二番一〇を含む)

三 雨水流出抑制施設の容量

一四六三立方メートル

埼玉県告示第千四百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令杉整第一九〇二二〇〇号

- 二 検査済証番号
平成十九年九月二十一日第六十五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字古川二一九二二、二一九二二、二一九三一一、二一九三一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡鷲宮町大字東大輪一七八七

- 第十六号) 第六十八条第四項の規定に基づく収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消す。
平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田 清司
- 一 金融機関の名称及び位置
和光農業協同組合
埼玉県和光市丸山台二丁目七番九号
- 二 取消年月日
平成十九年十月一日
- 三 取消しの理由
あさか野農業協同組合との合併による法人の解散

埼玉県告示第四百三十三号
地方自治法施行令(昭和二十二年政令

あさか野農業協同組合との合併による法人の解散

埼玉県告示第四百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について 次のとおり指名競争入札に付する。
平成十九年九月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
別表のとおり
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成19年12月1日(土) から平成21年9月30日(水) まで
ただし、別表2体育施設地区の武道館については、平成19年12月1日(土) から平成20年3月31日(月) までとする。
また、平成20年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

- (4) 履行場所
別表による教育関係庁舎
- (5) 入札方法

県内の2地区(詳細は、別表のとおり。)について、地区ごとにそれぞれ入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」の各等級に格付けされた者で、指名を受けたものであること。

3 指名されるために必要な要件

(1) 事故の発生又は発注者からの要請があった場合には、迅速かつ適正に対応できる者であること。

(2) 当該地区の調達内容に応じた実績を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁教育総務部財務課契約担当 電話048-830-6649

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
下記(3)の入札説明会の場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目10番22号

さいたま市民会館うらわ605集会室

平成19年10月26日(金) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

県庁本庁舎地下 1 階管財課入札室

平成 19 年 11 月 13 日 (火) 午後 1 時 30 分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県教育総務部財務課

平成 19 年 11 月 12 日 (月) 午後 5 時 (必着)

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率 (100 分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則 (昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。) 第 101 条第 2 項において準用する財務規則第 93 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率 (100 分の 1 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当した場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 102 条において準用する財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年埼玉県規則第 106 号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると発注者が判断した入札者であつて、財務規則第 102 条において準用する財務規則第 94 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札

者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Name of Facility and Quality of Services Required (See the projects attached below)

(2) Time-limit for tender : 1 : 30 p.m. on November 13, 2007 (tender submitted by mail 5 : 00 p.m. on November 12, 2007)

(3) Contact point : Contract Section, Financial Affairs Division, Education and General Affairs Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Ph.048-830-6649

別表 (Name of Facility and Quality of Services Required)

1 県北 B 地区 (さきたま史跡の博物館、熊谷図書館、熊谷養護学校、行田養護学校)

清掃・警備業務一式

1 Northern Saitama (District B) : Museum of the Saitama Ancient Burial Mounds ; Kumagaya Library ; Kumagaya Special Needs School ; Gyoda Special Needs School

* Cleaning and security service

2 体育施設地区 (武道館、スポーツ研修センター)
清掃業務一式

2 Martial Arts Hall and Institute for Physical Education

* Cleaning service

埼玉県知事 熊谷 俊一 様

WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したのび、次のとおり公示する。

平成 19 年 9 月 28 日

埼玉県知事 上田 清 司

1 購入件名及び数量
別表のとおり

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 落札金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した日
指名競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成19年6月8日

整理番号	購入等件名及び数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
1	埼玉県立和光養護学校スクーールバス運行業務 一式	関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6番18号	406,875,000円
2	埼玉県立川口養護学校スクーールバス運行業務 一式	関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6番18号	220,447,500円
3	埼玉県立行田養護学校スクーールバス運行業務 一式	株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号	274,050,000円
4	埼玉県立東松山養護学校スクーールバス運行業務 一式	イーグルバス株式会社 埼玉県川越市中原町2丁目8番地2	193,725,000円

埼玉県告示第十四百三十六号
WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を

決定したので、次のとおり公示する。
平成十九年九月二十八日
埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立上尾養護学校スクーールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1-4-5 グランジャリオオ202
- 5 落札金額
55,566,000円
- 6 契約の相手方を決定した日
指名競争入札
- 7 入札の公示を行った日
平成19年6月8日

埼玉県春日部県税事務所長告示第二号
地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。
平成十九年九月二十八日
埼玉県春日部県税事務所長 人見 正明

氏名又は名称	利根川石油株式会社
代表者の氏名	篠塚 方子
主たる事務所又は事業所の所在地	埼玉県越谷市大沢三丁目十九番十一号
指定取消年月日	平成十九年七月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二百一十一号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
平成十九年九月二十八日
埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

- 一 許可番号
平成十九年七月十八日 第一八〇二二二二二二
- 二 検査済証番号
平成十九年九月二十一日 第一九〇〇八五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
比企郡嵐山町大字平澤字金井二五一一、二五二一一、二五三一一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川越市寿町一―二三六三
有限会社 山善
代表取締役 山口 徳行

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年九月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
薄小森線	秩父郡小鹿野町両神小森字上向三三〇五番二地先から同郡同町両神小森字下向三三〇三番三地先まで	平成十九年九月二十八日	平成十九年七月三十一日告示第二四号で告示した一部の供用である。延長七七・三〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

指令杉整第一八〇一一五〇号

- 一 許可番号
平成十八年八月三十一日
埼玉県杉戸県土整備事務所長 榎本恵樹
- 二 検査済証番号
平成十九年九月十九日
杉整第八四九一―号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字高柳字中島一四六〇―一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
加須市大字北小浜一―一六八 北小浜団地九―四〇三
亀谷茂

埼玉県議会告示第四号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年九月二十八日

埼玉県議会議長 吉田 弘

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める。

第二条第一項中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第五号」に改め、「株券」の下に「金銭信託」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第六号」に改める。

様式第一号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に、

預金	日
金を除く。	

を

「・貯金」	
貯金の総額	日
注 普通貯金を除く。	

に改める。

・郵便貯金	
郵便貯金	注 通常貯

「・貯金」	
貯金の総額	注 普通貯

の総額
円

便貯金を除く。」

様式第一号5を削る。

様式第一号6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改める。

様式第一号中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

「貯金

貯金の総額

注 普通貯

様式第二号4中「預金・貯金・郵便貯金」を「預金・貯金」に、

郵便貯金

注 普通郵

額
円

「貯金

貯金の総額

注 普通貯金を除く

を

に改める。

の総額
円

便貯金を除く。」

様式第二号5を削る。

様式第二号6中「社債券」を「社債券、金銭信託」に、「総額を」を「総額(金銭信託については、元本の総額)を」に改める。

様式第二号中6を5とし、7から10までを1ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成十九年九月三十日から施行する。ただし、様式第一号4及び様式第二号4の改正規定は、同年十月一日から施行する。

埼玉県 告示第一号
埼玉県教委

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和三十二年埼玉県条例第五十号)第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、県立の大学の学校医等については知事、その他の学校の学校医等については埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成十九年十月一日から施行する。

埼玉県 告示第二号(長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示)は、平成十九年九月三十日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成十九年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償(以下「長期療養者の休業補償等」という。)並びに適用日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償等で適用日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

適用日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「四、八四七円」とあるのは「五、一一八円」と、「五、七四四円」とあるのは「六、〇二八円」と、「六、四七八円」とあるのは「六、七三五円」と、「七、〇六二円」とあるのは「七、二六七円」と、「七、二二三円」とあるのは「七、三三二円」と、「六、九七三円」とあるのは「七、一八四円」と、「六、四七九円」とあるのは「六、八〇一元」と、「五、八四三円」とあるのは「六、一三三元」と、「四、一〇〇円」とあるのは「四、一二〇円」と、「一四、六〇八円」とあるのは「一五、二四一元」とする。

平成十九年九月二十八日

埼玉県 知事 上田清司
埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九一円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	二二、九四一円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	二二、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	二二、一六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

埼玉県選管告示第百十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

埼玉県選管告示第百十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成19年8月1日~8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青柳賢治後援会	荒井忠正	三股英昭	比企郡嵐山町川島一五九四一三〇	平成十九年八月十四日
岡田ひでお後援会	岡田秀夫	中山久	北葛飾郡杉戸町椿三三一	平成十九年八月二十一日
自勝会	小野塚勝俊	東梅健雄	所沢市小手指町三一八一六一三〇一	平成十九年八月九日
小林たけしを応援する会	麦屋岳雄	小林久雄	本庄市児玉町児玉一八二二	平成十九年八月二十一日
さわやか品子岩槻後援会	古川美禰子	丸山温子	さいたま市岩槻区太田三一一大手門内	平成十九年八月十七日
さわやか品子春日部後援会	岩谷捷代	山口歌子	春日部市八丁目三二五	平成十九年八月十六日

平成十九年九月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十九年九月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	株式会社生活科学運営 ライフ&シニアハウス所沢	所沢市御幸町五番八号
老人ホーム	社会福祉法人幸和会 特別養護老人ホーム ひらすかの郷	幸手市平須賀二丁目二二四番地
老人ホーム	社会福祉法人浦和の里 特別養護老人ホーム わかば	南埼玉郡白岡町大字岡泉九〇二番地

下 仲 武 後 援 会	佐藤克己	下 仲 明 美	北葛飾郡杉戸町高野台南三二一六二二〇B	平成十九年	八月	三日
千 野 一 男 後 援 会	大塚富雄	大塚 十三雄	比企郡嵐山町古里二一五六二二	平成十九年	八月	二十四日
土 屋 品 子 久 喜 後 援 会	坂本友雄	小河原 都	久喜市栗原三四〇	平成十九年	八月	十六日
は た け や ま 美 幸 後 援 会	嶋山美幸	小久保 文 雄	比企郡嵐山町広野七五六二二七二	平成十九年	八月	二十日
広 瀬 伸 一 を 育 て る 会	永尾暢栄	戸 谷 一 雄	本庄市児玉町金屋一〇七〇一一	平成十九年	八月	二十一日
藤 野 ま さ お 後 援 会	馬場公忠	田 辺 雅 司	比企郡嵐山町吉田二二八二	平成十九年	八月	十六日
町 田 皇 介 後 援 会	町田皇介	町 田 美 佐 子	上尾市緑丘三一六二二	平成十九年	八月	二日
森 一 人 を 応 援 す る 会	森 一 人	吉 野 栄 一	比企郡嵐山町菅谷四八七八	平成十九年	八月	二十四日
も り ひ で お 後 援 会	森 秀 夫	桜 井 昭 一	北埼玉郡北川辺町柏戸二五七二五	平成十九年	八月	十七日
吉 場 道 雄 後 援 会	吉場健一	吉 場 良 幸	比企郡嵐山町古里一三七五	平成十九年	八月	十六日

埼玉県選管告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、
 次の政治団体から異動の届出があった。
 (平成19年8月1日〜8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成十九年九月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂三二二四小峰ビル5階	さいたま市岩槻区本町二二二一〇	平成十九年 八月二十八日
自由民主党埼玉県福祉支部	主たる事務所の所在地	さいたま市桜区別所三二一六一二埼玉ビル3F	さいたま市南区別所四一三〇ランドビル別所階	平成十九年 八月 六日
自由民主党志木支部	代表者	浅山 由美子	厚川 恵	同
自由民主党庄和支部	代表者	小山 幹雄	鈴木 潔	平成十九年 八月 一日
自由民主党蔵支部	代表者	春日部市立野二二二一	春日部市上柳二一五一	平成十九年 八月 九日
自由民主党蔵支部	代表者	蔵市塚越五二五二二二比企孝司方	蔵市中央五二二二三大熊慎一方	平成十九年 八月三十一日
民主党埼玉県第8区総支部	代表者	比企 孝司	小宮 義夫	同
民主党埼玉県第8区総支部	代表者	民主党埼玉県第8区総支部	民主党埼玉県第8区総支部	平成十九年 八月 九日
民主党埼玉県第8区総支部	代表者	所沢市小手指町三二八一六煉瓦館二二二〇一	さいたま市浦和区高砂三二一六藤沼ビル	同
民主党埼玉県第8区総支部	代表者	小野塚 勝 俊	枝野 幸 男	同
民主党埼玉県第8区総支部	代表者	高垣 重 智	武正 公 一	同

(二)その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あおおば会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区元町一三二一〇	さいたま市浦和区本太二一三	平成十九年八月一日
青羽健仁後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区本太二一八一四	さいたま市浦和区本太二一三	平成十九年八月一日
行政手続研究会	会計責任者	山崎一樹	島村良一	平成十九年八月九日
小林ともみつ後援会	表	内田賢治	小林広泰	平成十九年八月十日
彩の国自由フォーラム	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区本町二二二一〇	さいたま市浦和区高砂三二二四小峰ビルディング5F	平成十九年八月二十八日
坂本よし江後援会	代表	亀岡健治	遠藤基一	平成十九年八月七日
島村みつると上尾を考えるネットワーク	会計責任者	山崎一樹	島村良一	平成十九年八月九日
成塚常吉後援会	主たる事務所の所在地	鴻巣市宮前四九一	鴻巣市加美三二二二三	平成十九年八月七日
まちだ皇介後援会	名称	まちだ皇介後援会	町田皇介後援会	平成十九年八月二十四日

埼玉県選管告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成19年8月1日)と8月31日受理分。記載順序は五十音順。

(一) 政党の支部

政治団体の名称

自由民主党埼玉県西第九区第一支部

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

頑固にがんばります

高野ひろしを励ます会

チームささいたま

福田進一後援会

細井くんにひさ後援会

岸邦安後援会

らうんじ友の会

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成十九年九月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

解散年月日

平成十九年八月三日

解散年月日

平成十九年八月十日

平成十九年八月三十一日

平成十九年八月十日

平成十九年八月二十日

平成十九年七月三十一日

平成十九年八月一日

平成十九年八月十日

届出年月日

平成十九年八月一日

平成十九年八月一日

平成十九年八月九日

平成十九年八月十日

平成十九年八月二十八日

平成十九年八月七日

平成十九年八月九日

平成十九年八月七日

平成十九年八月二十四日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 政治団体からの寄附

ア 政治団体からの寄附

イ その他の収入

10万円未満の収入

合 計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)

公明党埼玉県本部

(2) 支出の内訳

ア 経 常 経 費

イ 人 件 費

ロ 光 熱 水 費

ハ 備品・消耗品費

ニ 事 務 所 費

イ 政 治 活 動 費

ロ 組 織 活 動 費

ハ 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費

ニ 宣 伝 事 業 費

ハ 調 査 研 究 費

ニ 寄 附 ・ 交 付 金

合 計

政治団体の名称 **チームさいたま**
報告年月日 平成19年8月10日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **福田進一後援会**

報告年月日 平成19年8月20日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

イ 個人からの寄附

ア 個人からの寄附

合 計

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)

その他の寄附

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

イ 組織活動費

合 計

政治団体の名称 **細井くにひさ後援会**

報告年月日 平成19年8月2日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額		127,747円
(1) 収入総額		21,322円
ア 前年繰越額		106,425円
イ 本年収入額		127,747円
(2) 支出総額		

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附 附

イ 個人からの寄附

合計

細井地久 (金額) 106,425円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

イ 政治活動費

ロ 組織活動費

合計

ふじみ野市 (住所) 86,847円

政治団体の名称 峯岸邦安後援会

報告年月日 平成19年8月29日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

政治団体の名称 らうんじ友の会
報告年月日 平成19年8月10日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額		88,912円
(1) 収入総額		88,912円
ア 前年繰越額		0円
イ 本年収入額		0円
(2) 支出総額		0円

政治団体の名称 岡田ひでお後援会
報告年月日 平成19年8月21日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円

政治団体の名称 小林たけしを応援する会
報告年月日 平成19年8月21日

(平成14年分)	1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
	(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
	(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成15年分)	1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
	(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
	(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

(平成16年分)	1 収入・支出の総額	0円	政治団体の名称	さわやか品子春日部後援会
	(1) 収入総額	0円	報告年月日	平成19年8月10日
	(2) 支出総額	0円	(平成11年分)	1 収入・支出の総額
				(1) 収入総額
				(2) 支出総額

(平成17年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成12年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

(平成18年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成13年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

(平成19年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成14年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

政治団体の名称	小林たけしを応援する会	報告年月日	平成19年8月21日	
(平成15年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成14年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

(平成17年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成15年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

(平成18年分)	1 収入・支出の総額	0円	(平成16年分)	1 収入・支出の総額
	(1) 収入総額	0円		(1) 収入総額
	(2) 支出総額	0円		(2) 支出総額

(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	0円
(平成17年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成18年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成19年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成10年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成11年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円
(平成12年分)			
1 収入・支出の総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額	0円

		(平成16年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成17年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成18年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成19年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成12年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成13年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成14年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額
		(平成15年分)	
1	収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1)	収入総額	0円	(1) 収入総額
(2)	支出総額	0円	(2) 支出総額

政治団体の名称 土屋品子後援会

報告年月日 平成19年8月10日

(平成10年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成11年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成12年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

(平成13年分)

1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成14年分)			(平成11年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成15年分)			(平成12年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成16年分)			(平成13年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成17年分)			(平成14年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成18年分)			(平成15年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成19年分)			(平成16年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成17年分)			(平成17年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成18年分)			(平成18年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成10年分)			(平成18年分)		
1 収入・支出の総額		0円	1 収入・支出の総額		0円
(1) 収入総額		0円	(1) 収入総額		0円
(2) 支出総額		0円	(2) 支出総額		0円
(平成10年分)			(平成18年分)		

政治団体の名称 土屋品子菅蒲後援会
 報告年月日 平成19年8月10日

1 収入・支出の総額
 (平成10年分)

1 収入・支出の総額
 (平成18年分)

(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **広瀬伸一後援会**
 報告年月日 平成19年8月21日

(平成16年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **藤野まさお後援会**
 報告年月日 平成19年8月16日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **森秀夫後援会秀栄会**
 報告年月日 平成19年8月17日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成16年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成17年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額
(平成19年分)		(平成17年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額
(平成18年分)		

政治団体の名称 古場道雄後援会
報告年月日 平成19年8月16日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額
(2) 支出総額	0円	(2) 支出総額
(平成16年分)		

埼玉県選管告示第二百二十号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
(平成19年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野塚 勝 俊	衆議院小選挙区選出議員	自勝会	所沢市小手指三一八一六―三〇一	平成十九年八月九日
畠山 美 幸	嵐山町議会議員	はたけやま美幸後援会	比企郡嵐山町広野七五六―二七一	平成十九年八月二十日

埼玉県選管告示第二百二十一号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成19年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

平成十九年九月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
青羽 健 仁	さいたま市議会議員	あおば会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区元町 一―三二―一〇	さいたま市浦和区本太平成十九年 二―一―三	八月 一日
秋本 昌 治	埼玉県議会議員	埼玉政経工学研究所	主たる事務所の所在地	さいたま市南区辻 四―七―二七秋本武道館内	さいたま市南区辻 三―二―二六稲荷屋第二ビル	平成十九年 八月 一日
大久保 照 夫	熊谷市議会議員	大久保照夫後援会	公職の種類	熊谷市議会議員	大里町長	平成十九年 八月 十日
鈴木 英 美	三芳町長	リベラルクラブ	公職の種類	三芳町長	三芳町議会議員	平成十九年 八月 十五日
古川 俊 治	参議院選挙区選出議員	彩の国自由フォーラム	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区本町 二―二―一〇	さいたま市浦和区高砂 三―二―二四小峰ビル五F	平成十九年 八月二十八日

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二―一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇(代表)